

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2020 春号

2020年4月発行 第98号



ご挨拶

春の息吹が野山に満ちる季節となりましたが、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行しているため、社会・経済に重大な影響が生じています。この流行を早期に終息させるため、去る3月13日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正法案が成立、翌14日から施行されることになりました。この改正により、新型コロナウイルス感染症も同法の対象となり、内閣総理大臣により「緊急事態宣言」を出すことができるようになりました。これが出されますと、外出自粛要請や催物の制限の要請・指示、臨時の医療施設を開設するため損失補償のもとに土地や建物を強制使用することなどができるようになります。個人の自由や権利の制限につながりますので、宣言を出すにあたっては、専門家による諮問委員会に諮り、国会への事前報告が求められるなど慎重な枠組みになっています。

また、今回の感染症の流行により衛生マスクが店頭からなくなるとともに高額で転売されるという行為が顕著になってきたことから、第一次オイルショックによる経済の混乱期に制定された「国民生活安定緊急措置法」に基づく政令が改正され(3月10日改正、3月15日施行)、業者から購入した衛生マスクについて不特定多数の者に勧誘して購入価格を超えた価格で転売することが禁止されることになりました。これに違反した者は刑罰に処せられます。その詳細については今回の規制を所管する省庁より「マスク転売禁止についてのQ&A」が公表されています。

この4月1日から、いよいよ民法(債権関係)改正法、民事執行法改正法が施行されます。相続法改正も原則として昨年7月1日から施行されていましたが、配偶者居住権についてはこの4月1日から施行されます(遺言書の保管制度も本年7月10日施行)。これらの改正については本事務所ニュースで解説してきましたが、本号でも、念のためその概要を掲載しましたので、ご一読いただきますようお願いいたします。

昨年11月、大阪地方検察庁検事正を退官された北川健太郎氏が弁護士登録され、本年4月1日より弊事務所にオブカウンセル弁護士としてお迎えすることになりました。大阪事務所で執務いたします。北川健太郎弁護士の検事としての主な経歴は、2頁に掲載しております北川弁護士の「入所のご挨拶」の欄に記載しておりますとおり、在中国日本国大使館にも出向されるとともに検察庁の要職を歴任されておられ、まさに検察の重鎮でございます。北川弁護士を迎えたことにより、皆様方に対し更に幅広い法的サービスを提供できるものと存じます。

何卒、私どもと同様、ご厚誼賜りますようお願い申し上げます。

平成29年8月から金融庁に任期付公務員として勤務しておりました本行克哉弁護士が、任期を全うし4月1日に事務所に復帰しました(大阪事務所所属、東京事務所兼務)。皆様にご不便をおかけしてきましたが、2頁に掲載しております本行弁護士の「事務所復帰のご挨拶」で述べられており、金融庁では金融行政の基本方針の策定や地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けた環境整備の業務等に携わってきました。これからはその経験を活かし、皆様に向けた的確かつ迅速な法的サービスを提供できるものと期待しています。

何卒、宜しく願い申し上げます。

会長弁護士 中 務 嗣治郎

入所のご挨拶



弁護士
北川 健太郎
(きたがわ・けんたろう)

〈主な経歴〉
最高検察庁
刑事部長・監察指導部長
大阪高等検察庁
次席検事・刑事部長
大阪地方検察庁
検事正・次席検事・刑事部長
京都地方検察庁
特別刑事部長
神戸地方検察庁
刑事部長
那覇地方検察庁
検事正
高知地方検察庁
次席検事
外務省(出向)
在中国日本国大使館一等書記官

私は、昭和60年(1985年)4月の任官以来34年7か月を検事として過ごし、昨年11月をもって大阪地検検事正を最後に退官しました。そして、このたび、ご縁があって、本事務所に所属させていただくこととなりました。

私の生まれは石川県ですが、なぜか関西の風土や人情が性に合ったようで、大阪中心の検事生活を送りました。検察用語でいう「関西検察」の一員です。大阪と石川のつながりといえば、法律とは全く関係ありませんが、昔から大阪の銭湯経営者に石川県出身者が多いことは一部でよく知られたことです。「人が嫌がる銭湯の重労働も、厳しい自然条件下の農作業で鍛えられた石川県人にはさほど苦にはならなかったからである」と立派な理由も付いています。なぜこのようなことを書くかといいますと、初めての大阪勤務当時、このことを知った私は「検察の世界も同じようなものだなあ」と思ったからです。というのも、当時の大阪地検は全国的にも激務で有名であり、勤務を恐れる者も少なくなく、私は、このような環境でなんとかやれているのも石川県民だからこそと誇らしく思ったりしたわけです。もちろん「大阪でやれば全国どこでも大丈夫」とも言われており、実際、このときの経験は、その後の検事人生の大きな財産となりました。しかしながら、時は流れ、その大阪地検で検事正となった私にとって、働き方改革・ワークライフバランス推進のため、いかに成果を下げることなく作業時間を短縮するかが組織マネジメント上の重要課題になったわけですから、世の中面白いものです。

さて、検察組織を離れた私の新たな課題は、これまでの知識と経験を弁護士活動を通じて社会に役立てることです。弁護士1年生として真摯に学びながら、あえてドラッカー的に表現すれば、顧客の創造を目的とし、マーケティングとイノベーションに努めていく所存です。

ご指導・ご鞭撻のほどお願い申し上げます。



弁護士
本行 克哉
(ほんぎょう・かつや)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新65期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
金融法務/銀行法務、
会社法/金融商品取引法、
M&A、倒産法務/事業再生、
一般企業法務

事務所復帰のご挨拶

弁護士 **本行 克哉**

平成29年8月より任期付公務員として金融庁に勤務しておりましたが、本年3月末日をもちまして任期を終え、4月1日より当事務所に復帰いたしました。

金融庁では、検査局、総合政策局、監督局それぞれにおいて様々な業務に取り組んでまいりました。(携わった主な業務)

- ・ 検査局企画審査課(平成29年8月～) 金融証券検査官
金融行政の目的を実現するための新たな検査・監督手法等を整理した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」の策定
- ・ 総合政策局リスク分析総括課(平成30年7月～)
金融検査マニュアル別表の廃止に向けた、「融資に関する検査・監督実務についての研究会」の開催や、金融機関が自らの融資方針等を踏まえて信用リスクをより的確に引当に反映するための見積りの道筋等を示すための「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」¹⁾の策定
- ・ 監督局銀行第二課(令和元年8月～) 課長補佐(法務担当)
監督指針の改正(地域商社²⁾、大口信用供与等規制、暗号資産、個人データの第三者提供、検査マニュアル廃止に伴う改正等)、銀行法、信用金庫法等に関する法令照会対応、認可審査(銀行業高度化等会社、銀行持株会社の共通・重複業務、銀行主要株主等)、大口規制の限度額超過の特例承認審査、独占禁止法の特例法案の検討等

このように、金融行政の大きな転換期において、その根幹を成す基本方針の策定や、地域金融機関の皆様のご持続可能なビジネスモデル構築に向けた環境整備に携わることができたことは、極めて貴重かつ有意義な経験でした。

今後は、金融庁での経験等も活かしながら、的確かつ迅速な法的サービスを提供することで、クライアントの皆様の一助となれるよう努力してまいりますので、お気軽にお問い合わせいただければ幸いです。

今後とも、何卒よろしくお願い申し上げます。

1 水谷登美男=本行克哉=富川諒「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方の概要」金融法務事情2132号72頁等をご参照ください。
2 本間晶=九本博延=本行克哉「金融機関の業務範囲等に関する新たな規制緩和」金融財政事情3337号41頁等をご参照ください。



弁護士

赤崎 雄作
(あかさき・ゆうさく)

〈出身大学〉
東京大学法学部
京都大学法科大学院
米カリフォルニア大学
ロサンゼルス校ロースクール
(LL.M.)

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
会社法務、金融法務
渉外法務、競争法関係
民事法務、商事法務

改正民法の施行

1. はじめに

民法(債権関係)を改正する法律が令和2年4月1日より施行されました。今回の改正は民法制定以来約120年ぶりの抜本的な改正ですが、市民生活の基本法である民法、特に債権に関する部分の規律が変更されることとなりますので、個人の権利義務から企業取引まで、幅広い分野で様々な影響が出るのが想定されます。本事務所ニュースでは、主要な改正内容について、第88号でその内容の解説をしておりますが、施行日を迎えたことを受け、改めて改正民法の概要をご説明いたします。

2. 主たる改正点

(1) 消滅時効

国民生活や企業活動に影響が大きい消滅時効について時効期間も含めて大幅に改正がなされました。

重要な改正点としては、①債権の消滅時効における時効期間と起算点、②時効の完成猶予及び更新が挙げられます。

時効期間に関し、改正民法においては、債権者が権利を行使できることを知った時から5年が経過したときか、権利を行使できる時から10年が経過したときに、債権が時効によって消滅するという整理がなされました。また、職業別の単位消滅時効制度が廃止されました。本改正に合わせて、商事消滅時効を5年とする商法522条の規定も削除されます。

改正前民法では、時効の中断及び停止という概念が規定されていましたが、その効果が複雑である等の理由から、それぞれ更新と完成猶予という用語に変更されることとなりました。特に債権管理をする企業、部署においては、実務的な影響も大きく、改正内容を整理した上で理解することが求められます。

その他、協議合意による時効の完成猶予、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効、生命・身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効に関する規定等が新設又は見直されています。

(2) 法定利率

法定利率に関し、法定利率が市中金利を大きく上回る状態が続いている現状に鑑み、その利率を従来の5%から3%に下げることとしています。他方、法定利率を固定のものとすると、将来、市中金利と大きく乖離する事態が生ずるおそれがあるため、3年ごとに利率を見直すこととされました。

(3) 保証

改正民法における重要な改正点としては、①個人根保証契約における極度額の定め義務付け、②事業用融資における第三者個人保証の制限、③保証人に対する各種情報提供義務が挙げられます。いずれも重要な改正ではありますが、①について、改正前民法においても貸金等根保証契約においては極度額の定めをすることが必要とされていましたが、改正民法では、それ以外の個人根保証契約についても極度額の定めをすることが必要とされました。たとえば、建物賃貸借契約における賃料債務等を担保するために個人と連帯保証契約を締結するような場合においても、連帯保証契約書等に連帯保証人の負担する主たる債務の極度額についての条項を設けなければ、当該連帯保証契約は無効となりますので、注意が必要です。

(4) 約款

約款とは、大量の同種取引を迅速・効率的に行う等のために作成された定型的内容の取引条項のことを言いますが、改正前民法には、約款に関する規定がありませんでした。現在社会においては約款が広く利用されている実情に鑑み、改正民法において新たに約款に関する規定が設けられることとなりました。具体的には、ある特定の者が不特定多数の者を相手方とする取引で、内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものを「定型取引」と定義した上、この定型取引において、契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体を定型約款と定義し、定型約款が契約の内容となるための要件(組入要件)及び契約の内容とすることが不適当な内容の契約条項(不当条項)の取扱いを規定しました。また、一定の場合には、定型約款準備者が一方的に定型約款を変更することにより、契約の内容を変更することが可能であることを明確化しました。

3. おわりに

上記は改正民法のごく一部をご紹介したのですが、冒頭にも触れましたとおり、今般の改正により、個人の権利義務、企業取引に関わらず大きな影響を与えることが想定されます。当事務所では、多くのクライアントから改正対応に関する多くのご相談をいただいております。どのようなご相談についても対応することが可能ですので、お気軽にご相談をいただければと存じます。



弁護士
下岸 弘典
(しもぎし・ひろのり)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

民事執行法改正

弁護士 下岸 弘典

はじめに

近年議論がなされていた民事執行法の改正案が、令和元年5月10日に可決成立し、令和2年4月1日から施行されました。今回の改正の主なポイントは、①債務者財産の開示制度の実効性の向上、②不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策、③国内の子の引き渡しの強制執行に関する規律の明確化、④国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し、⑤債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し、⑥差押禁止債権をめぐる規律の見直しの6点です。

今回の改正は、事業に関する分野から生活に関する分野まで幅広く影響が生じるものと考えられています。その中でも、特にあらゆる方々からの関心が高いと思われる①と⑥の改正内容を取り上げてご説明致します。

第1 債務者財産の開示制度改正

1 改正の背景について

金銭債権について債権者が強制執行の申立てをするためには、差押えの対象となる財産を特定しなければなりません。ただし、債権者が債務者の財産に関する情報を十分に得ているというケースはそう多くないでしょう。その場合、債権者は権利実現を図ることが困難であるという問題が生じます。

この観点から、平成15年には、債務者の財産に関する情報を取得する手続として「財産開示手続」が導入されました。債権者が、裁判所に申立てをし、裁判期日に債務者を出頭させ、自己の財産に関する陳述をさせるという手続です。しかし、この制度は、利用範囲が限られ、実効性が必ずしも十分でないということから、その利用実績が低調でした。

そこで、本改正によって、債務者財産の情報取得の実効性の向上のため、①現行の財産開示手続の見直しを行うとともに、②第三者から情報取得をする手続が新たに設立されました。

2 現行の財産開示制度の見直し

(1) 申立権者の範囲の拡大

現行法では、財産開示の申立権者が、確定判決を有する債権者等に限定されており、債務名義を有する者全てが財産開示手続の申立権者ではありませんでした。

そこで、本改正は申立権者の範囲を拡大し、例えば仮執行宣言付判決を得た者や、公正証書により金銭の支払を取り決めた者等、債権者が債務名義の種類を問わず、申立てをすることが可能となりました。

(2) 手続違背に対する罰則の見直し

現行法では、正当理由のない財産開示期日の不出頭や虚偽供述に対する罰則について30万円以下の過料が科せられるとのみ定められていました。

これに対し、改正法においては、期日の不出頭等に対し、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する刑事罰が導入され、手続きの実効性強化が図られました。

3 第三者から情報取得をする手続の新設

(1) 不動産に関する情報取得手続について

この制度は、債権者の申立てに基づき、裁判所が、登記所に対し、債務者が所有権の登記名義人である不動産について情報提供を命ずるという制度です。

従前、登記は、不動産ごとに登記記録が作成されるため、いわゆる名寄せによる不動産情報の取得ができませんでしたが、今回の改正でそれが可能となります。

ただし、債務者のプライバシー権への配慮から、先述の財産開示手続を先行して行う必要があるとされており、申立期限も、財産開示手続の期日から3年以内に行わなければならないとされています。

この手続きによって、裁判所は、登記所から、債務者が所有権の登記名義人である土地等の存否及びその土地等が存在するときは、その土地を特定するに足る事項に関する情報の提供を受けることとなります。

(2) 給与債権に関する情報取得手続について

この制度は、債権者の申立てに基づき、裁判所が、市町村、日本年金機構等に対し、債務者の給与債権についての情報の提供を命ずるという制度です。

給与債権に関する情報が集積される機関から、情報提供をしてもらうことで、債務者の給与債権情報の取得が可能となります。

この点、給与債権の差押えは債務者の生活を圧迫するおそれが高いため、不動産に関する情報の取得手続と異なり、養育費

等の債権や生命・身体への侵害による損害賠償請求権を有する債権者のみが申立て可能とされています。

この手続きによって、裁判所は、市町村等から給与等の支払をする者の存否及びその者が存在するときは、その者の氏名又は名称及び住所の提供を受けることとなります。

(3) 預貯金債権に関する情報取得手続について

この制度は、債権者の申立てに基づき、裁判所が、金融機関に対し、債務者の預貯金債権や上場株式、国債等について情報を取得するという制度です。

この点、預金債権は引き出すのが容易であり、債務者が財産隠蔽するおそれが高いことから、この手続は、先述の二つの手続と異なり、財産開示手続の前置が不要とされています。

この手続きによって、裁判所は、銀行から、預貯金債権の存否及びその預金債権が存在するときは、その預貯金債権を取り扱う店舗並びにその預貯金債権の種類、口座番号及び額に関する情報の提供を受けることとなります。

なお、従来、預貯金債権の情報取得は、弁護士法照会制度(23条照会)が利用されていましたが、本手続によって情報取得をする方が、費用が安くなることから、今後は、23条照会から本手続に移行するものと考えられます。

4 第三者の情報提供の方法

情報提供を求められた第三者は、執行裁判所に対し、書面によって情報提供をするとされています。

そして、執行裁判所は、申立人に対し、第三者から送られてきた書面の写しを送付した上で、債務者に対しても、情報が提供された旨を通知すると定められています。

この点、債権者が強制執行の申立てをする前に、債務者によって財産が隠匿されるということがないように、裁判所は、債権者に対する情報提供から1ヶ月程期間を空けた後に、債務者に対しその旨を通知するという運用を行うと考えられています。

5 今後の展望

現行法では、債務者財産の内容が調査によって判明せず、債権者が泣き寝入りしなければならないような事案でも、本改正によって強化された財産開示制度を利用することによって、債務者からの債権回収が可能となるといったことが生ずると予想されます。

また、改正法の法文のみでは不明確な点も、今後の実務における運用や判例の蓄積によって、明らかにされていくことが期待されます。

第2 差押禁止債権をめぐる規律の見直しについて

1 改正の背景について

民事執行法において、債務者は、自己の有する債権(例えば、会社に対する給与債権)に対して差押命令が発せられた場合であっても、裁判所に対して、これでは生活が困窮するとして、差押命令の取消し(差押禁止債権の範囲拡張)を求めることができるという制度が置かれています。

ただし、この制度は、①債務者がこの制度の存在を十分に認識していない、②債務者の申立てまでの準備期間が不足している等の理由により、あまりこれまで活用されてきませんでした。

そこで、この制度の利用を促進させるべく、主に2点の改正がなされました。

2 手続きの教示

まず、債務者によるこの制度の認知を高めることを目的として、裁判所書記官が、債務者に対し、差押命令を送達する時に際し、差押禁止債権について範囲変更の申立てを教示することが義務づけられました。

具体的には、差押命令を郵送する封筒に、範囲変更の申立てについての内容・手続を記載した書面を同封することによって教示がなされることが考えられます。

3 取立権の発生時期の変更

次に、従来では、債務者に対する差押命令がなされてから、債務者の有する給料債権や退職金債権の取立権が発生するのは、1週間後であるとされていました。

しかし、これでは、差押命令がされてから範囲変更の申立てをするまでの準備期間が不十分であるとして、本改正によって、原則、1週間から4週間に伸長されました。

この期間伸長によって、債務者としては、範囲変更の申立てをする十分な準備期間が与えられるようになると考えられます。

4 今後の展望

差押禁止債権の範囲拡張の制度の認知度が高まり、また、手続的にも、十分な準備期間が確保されれば、債務者による申立ての件数が増加することとなり、ひいては、裁判所が範囲拡張を認容する件数も増加することが予測されます。

この点、どのような場合に範囲拡張が認められるかについては、現段階ではサンプルが少なく、今後蓄積されていくであろう裁判例の傾向を分析していく必要があると考えられます。



弁護士

藤野 琢也
(ふじの・たくや)

〈出身大学〉
関西大学法学部
大阪大学法科大学院

〈経歴〉
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

戸籍法改正について

弁護士 藤野 琢也

第1 はじめに

令和元年5月24日、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)が成立し、同月31日公布されました。

戸籍法といっても普段耳にすることもなく、ご存じの方も少ないかもしれません。

しかし、本改正によって私たちの生活はより便利に改善されると考えられています。

その改正について、紙幅の限りご紹介できればと思います。

第2 改正の要点

改正の要点としては以下の5つとなります。

①行政手続きにおいて戸籍謄本の添付を省略し、マイナンバーで行う。②戸籍の届出において戸籍謄抄本の添付を省略する。③自らや父母等の戸籍をどこの市区町村でも取得可能にする。オンライン申請等により戸籍電子証明書の発行を可能にする。④法務大臣が保存する戸籍関係情報等の保護のための法整備を行う。⑤その他の改正。

そして、①～④については公布から5年以内の運用開始を想定しています。⑤については一部令和元年6月20日に施行されており、その他も公布より1年以内に施行されることとなっております。

第3 改正の内容

次に改正により何が変更されるかについてお話します。

(1) ①について

①は行政機関等に届出を行う際(社会保障手続等)に、各行政庁から法務省の所管するネットワークサービスに対し、情報照会を可能にすることで、各種手続に必要な戸籍添付を省略しようとするものです。

これにより、これまで各市町村で戸籍を取得してから手続きをしていた手間が省略されることが期待されます。

(2) ②③について

②③については、法務省において確立される新システムにおいて、各市町村がすべての戸籍情報を閲覧可能になることにより生じる新しい取り扱いです。

戸籍関係の届出を行う際に、従来の戸籍の添付が省略可能になるほか、戸籍を取得する際、今までは本籍地や除籍地に行く必要がありましたが、最寄りの市町村役場において取得が可能になります。

また、戸籍電子証明書の発行が可能になります。戸籍電子証明書とは、市民がオンライン等の方法で請求し、市町村等においてパスワードを発行され、そのパスワードを行政機関に提出することで戸籍情報を行政機関が参照することができるというものです。行政機関は専用の端末で法務大臣が管理するサーバーにアクセスし、パスワ

ードを入力すると電子戸籍証明書をダウンロードすることができるようになります。

これらの改正により、日本国内においてどこでも戸籍を入手できるほか、戸籍を必要とする届出の手間が大幅に省略されることが期待されます。

(3) ④について

④は改正による新ネットワーク構築や権限拡大に付随して生じる情報漏洩の危険に対する保護措置や罰則等の設定です。

システムとして設けるべき情報漏洩に対する対策や取扱機関の送受信の方法について、ネットワーク構築の関係者に対する秘密保持義務、戸籍事務従事者の不正提供に対する罰則等が新たに設けられることとなります。

(4) ⑤について

⑤については3点の改正点がありますので順に説明いたします。

1点目は、戸籍の届出において、市町村長および管轄法務局長等は届出の審査に必要な範囲で届出人に対し質問すること、または必要書類の提出を求めることができると明文で規定されることとなりました。かつての書面審査にとどまらず、実質的な事実確認も可能となり、更に正確な戸籍事務の運用が期待されます。

2点目は、誤った戸籍の記載を市区町村長が訂正するための手続について、家庭裁判所又は管轄法務局長等の許可を得て行う場合、市区町村長の職権により行う場合の別を明確化するというものです。従来は、この規定が明確化されていませんでしたが、改正により、迅速かつ一律な訂正に関する戸籍事務の運用が期待されます。

3点目は、任意後見契約(本人の判断能力が不十分となった場合に財産管理等を行うことをあらかじめ委任しておく契約)の受任者(親族や弁護士等になることが多い)が、任意後見の開始前であっても、死亡の届出を可能にするというものです。従来は、身寄りのない方が死亡した場合、任意後見契約受任者であっても死亡届を出すことができず、困惑するといった事案がありましたが、本改正により受任者も死亡届を出せるようになりました。

第4 最後に

戸籍法改正についてご説明させていただきましたが、そのほとんどが行政機関に向けられた法律であり、我々一般市民には関係のないような条文ばかりです。

しかし、上述させていただいたように、改正に基づいた新ネットワークの構築が完成した暁には、すべての方にとって意味のある改正になると思います。

【参考文献】

戸籍時報 2019年特別増刊号(vol.788)
「戸籍法一部改正の概要 新谷雄彦」
法務省ホームページ
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html



弁護士

山本 淳也
(やまもと・じゅんや)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

不動産登記法の見直しについて

弁護士 山本 淳也

第1 はじめに

法務省の法制審議会(民法・不動産登記法部会)は、令和元年12月3日、民法及び不動産登記法改正の中間試案を取りまとめ、公表しました。¹

中間試案では、所有者不明土地は相続登記が未了であることなどによって発生しているとして、①登記所が他の公的機関から死亡情報入手する仕組み、②相続登記の申請の義務づけ、③相続等に関する登記手続の簡略化、④所有不動産証明制度などを規定する不動産登記法の改正が検討されています。²本稿では、②及び③について説明します。

第2 中間試案の概要

(1) 登記申請義務

ア 現行法上、不動産に権利を有する者は、当該権利に関する登記について、公法上の申請義務を負っていません。これは、権利に関する登記が対抗要件主義(民法177条)をとっており、私的自治の原則に従って、その利益を享受しようとする者が必要に応じてその登記を申請すればよいからであると説明されています。

イ もっとも、相続の場面では、法定相続分については登記なくして第三者に対抗することができることから(民法899条の2第1項)、相続登記をするインセンティブが働きにくいことや、そのために相続登記を促す施策も実施しにくい面があることが指摘されています。

ウ 特定財産承継遺言においては、法定相続分を超える部分について、登記なくして第三者に対抗することはできませんが、不動産の価値が必ずしも高くなく、むしろ登記手続等の負担が重いと感じられるケースにおいては、積極的に登記をして権利を保全するインセンティブに乏しいといえます。

エ 相続人を受遺者とする遺贈については、相続人に特定の財産の権利を移転させるという点では、特定財産承継遺言と同様の機能を有するものです。また、受遺者は相続人としての地位も有することから、遺贈を放棄することにより法定相続分の範囲内では権利を第三者に主張することができる点で、登記による権利保全のインセンティブに乏しいといえます。

そこで、中間試案では、①相続、②特定財産承継遺言(民法1014条2項参照)又は③遺贈により不動産を取得した相続人に対し、一定期間内に、登記申請をしなければならないとする規律を設けることが提案されています。

(2) 新登記制度(相続人申告登記(仮称))の創設

ア 相続人申告登記(仮称)の概要

登記申請義務の実効性を確保するための方策として、法定相続分の相続登記とは別に、①所有権の登記名義人について相続が開始したこと、②当該登記名義人の法定相続人の

一人であることを、当該登記名義人の法定相続人が申し出、これを付記登記(不動産登記法4条2項参照)するとの制度が提案されています(相続人申告登記(仮称))。

イ 登記申請義務との関連性

登記申請義務は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該不動産の取得の事実を知った日から一定期間内に行わなければならない旨規定される予定です。

この期間は、仮に相続人申告登記制度が創設された場合には、その登記の容易性から、比較的短期間(例えば、1年～3年)で定められることになると考えられています。

(3) 施行時に所有権の登記名義人が死亡している
施行時に所有権の登記名義人が死亡している不動産に対しても、新規定を直ちに適用することになれば、既に数次相続が生じて権利関係が複雑化しているような場合に登記申請が過度の負担となるとの懸念があります。

他方で、施行後に所有権の登記名義人が死亡した場合にのみ適用とした場合には、現存する相続登記未了状態の不動産は対象外となり、その問題の解消につながらないことになります。

そこで、施行後一定期間は、登記申請義務の規律の適用を留保することや、数次相続が発生しているケースについては登記申請をすべき期間をより長期間のものとするなどが考えられています。

(4) 相続等に関する登記手続の簡略化

新規定によって課される義務の履行手段として法定相続分の登記がなされた後に、実態に即した登記に変更するためには、現行法上は、共同申請によって行わなければならない(不動産登記法60条)、煩雑であり、かつ、登録免許税(登録免許税法9条別表第1第1号(2)イ)を負担しなければならないことになります。

そこで、この場合の登記を更正の登記によることとした上で、登記権利者が単独で申請できるようにすることが提案されています。³

第3 まとめ

以上の制度は、未だ中間試案の段階で、実際に改正に盛り込まれるか不明ではありますが、相続登記に関する運用が大きく変わるようになりますので、関心を持っておくべき分野ではないでしょうか。

1 民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)等の改正に関する中間試案(令和元年部会資料25,26)
<http://www.moj.go.jp/content/001312343.pdf>
2 所有者不明土地問題に対しては、不動産登記法の見直しが行われているだけでなく、既に、表題部所有者不明土地に関する登記及び管理については、立法がなされ、一部は施行されています。
3 登記手続の簡略化に関するその他の方策として、相続人を受遺者とする遺贈について、単独申請を可能にする規律を設けることも提案されています



弁護士

山本 浩平
(やまもと・こうへい)

〈出身大学〉
東京大学法学部
慶應義塾大学法科大学院

〈経歴〉
2011年12月 金融庁
2014年7月 財務省
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)
2019年10月
一般社団法人日本STO協会
リーガルアドバイザー

〈取扱業務〉
金融法務、ファイナンス、
一般企業法務、訴訟・紛争解決

STO(セキュリティー・トークン・オファリング)に係る 金融商品取引法政府令案等について

弁護士 山本 浩平

1 はじめに

昨今、企業等がトークン(株式や社債、集団投資スキーム持分等をブロックチェーン等の分散台帳技術を用いて電子的に記録したもの)を発行して投資家から資金調達を行う、いわゆるSTO(セキュリティー・トークン・オファリング)が世界的に注目を集めています。

この点、我が国においても、令和元年5月31日に、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第28号)が成立し、この中で金融商品取引法が改正(以下「改正金商法」といいます。)され、STOに関する新たな規制として「電子記録移転権利」という概念が定められ、これを第一項有価証券とし、企業内容等の開示制度の対象とするとともに、電子記録移転権利の売買等を業として行うことを第一種金融商品取引業に係る規制の対象とすることとされました。

改正金商法において、STOに関する規制内容の詳細については政府令に委任されていたところ、令和2年1月14日に、改正金商法に係る政府令、告示、監督指針、ガイドライン等の案(以下「改正政府令案等」といいます。)が公表され、パブリックコメント手続きに付されました。

本稿では、紙幅の制約上、STO規制に係る改正政府令案等の内容のうち、①「電子記録移転権利」該当性及び②「電子記録移転有価証券表示権利等」に係る分別管理について解説いたします。

2 「電子記録移転権利」該当性

改正金商法は、「電子記録移転権利」について、金商法2条2項各号に掲げる権利のうち「電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示される」ものをいうと定義し、ただし「流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定める」ものは除かれるとしました。

ここで「流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定める」場合とは、以下の要件の全てに該当する場合とされています(改正金融商品取

引法第二条に規定する定義に関する内閣府令案9条の2)。

●当該財産的価値を次のいずれかに該当する者以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること

- ① 適格機関投資家
- ② 国、地方公共団体、金融商品取引業者等、ファンド資産運用等業者及びその密接関係者、上場会社、資本金又は純資産額が5000万円以上の法人・外国法人等
- ③ 金融商品取引業者等、上場会社、資本金又は純資産額が5000万円以上の法人の子会社等又は関連会社等
- ④ 投資性金融資産及び暗号資産の保有残高が取引の状況その他の事情から判断して次のように見込まれる者
 - ア 企業年金基金:100億円以上
 - イ 法人:1億円以上
 - ウ 個人:1億円以上+有価証券取引口座開設1年以上経過
- ⑤ その他

●当該財産的価値の移転は、その都度、当該権利を有する者からの申出及び当該権利の発行者の承諾がなければ、することができないようにする技術的措置がとられていること

加えて、「電子記録移転権利」該当性については、「金融商品取引法等に関する留意事項について(金融商品取引法等ガイドライン)案」において、以下のような解釈指針が示されています。

(電子記録移転権利に該当する場合)

金商法第2条第3項に規定する電子記録移転権利は、電子的な方法によって事実上多くの投資者間で流通する可能性が生じることから、同項に規定する第一項有価証券とされている。電子記録移転権利に該当するか否かは、このような趣旨も踏まえ、個別具体的に判断する必要があるが、契約上又は実態上、発行者等が管理する権利者や権利数を電子的に記録した帳簿(当該帳簿と連動した帳簿を含む。以下2-2-2において「電子帳簿」という。)の書換え(財産的価値の移転)と権利の

移転が一連として行われる場合には、基本的に、電子記録移転権利に該当することに留意する。例えば、あるアドレスから他のアドレスに移転されたトークン数量が記録されているブロックチェーンを利用する場合には、この記録されたトークン数量が財産的価値に該当する。ただし、電子帳簿の書換え(財産的価値の移転)と権利の移転が一連として行われる場合であっても、その電子帳簿が発行者等の内部で事務的に作成されているものにすぎず、取引の当事者又は媒介者が当該電子帳簿を参照することができないなど売主の権利保有状況を知り得る状態にない場合には、基本的に、電子記録移転権利に該当しないことに留意する。

上記のとおり、「電子記録移転権利」該当性は、「契約上又は実態上、電子帳簿の書換え(財産的価値の移転)と権利の移転が一連として行われる場合」といえるか否かがメルクマールとなると、仮に契約上、電子帳簿の書換え(財産的価値の移転)と権利の移転が一連として行われることが担保されていない場合であっても、実態上これらが一連として行われる場合、具体的には、システム上、電子帳簿の書換え(財産的価値の移転)と権利の移転が表裏一体のものとしてプログラムされている場合には、当該電子帳簿は、基本的に「電子記録移転権利」に該当すると考えられます。

また、上記「ただし書き」については、既存の第二種金融商品取引業者等において、電子帳簿を作成し、当該電子帳簿の書換え(財産的価値の移転)と権利の移転が一連として行われる場合であっても、「その電子帳簿が発行者等の内部で事務的に作成されているものにすぎず、取引の当事者又は媒介者が当該電子帳簿を参照することができないなど売主の権利保有状況を知り得る状態にない場合には」、要するに当該電子帳簿がもっぱら自社の管理用に作成されたものである場合には、当該電子帳簿は、基本的に「電子記録移転権利」に該当しないことを、確認的に規定したものと考えられます。

なお、金融商品取引業等に関する内閣府令案6条の3は、「電子記録移転有価証券表示権利等」という用語を定義しており、これには「電子記録移転権利」のほか、「有価証券表示権利」(金商法2条2項柱書)又は「特定電子記録債権」(金商法2条2項柱書)のうち「電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)」に表示される」ものも含まれます。

3 「電子記録移転有価証券表示権利等」に係る分別管理

金融商品取引業者等が顧客から「電子記録移転有価証

券表示権利等」の預託を受ける場合において、「金融商品取引業等に関する内閣府令案」136条1項5号は、金融商品取引業者等は、原則として、「顧客有価証券である電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体(文書その他の物を含む。)に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法」で分別管理しなければならない旨定め、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針案」は上記「常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体(文書その他の物を含む。)に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法」について以下のとおり定めています。

IV-3-5-6 分別管理に係る留意事項 (前略)

(1) 金融商品取引業者が電子記録移転有価証券表示権利等を自己で管理する場合

- ① 一度でもインターネットに接続したことのある電子機器等は、「常時インターネットに接続していない電子機器等」(金商業等府令第136条第1項第5号ロ)に該当しない。
- ② 「同等の技術的安全管理措置」(金商業等府令第136条第1項第5号ロ)といえるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な秘密鍵その他の情報(以下「秘密鍵等」という。))が、署名時に限りインターネットに接続される電子機器等に記録して管理されているが、当該電子機器等に記録されている秘密鍵等が当該電子機器等から外部に一切移転せず当該電子機器等の中で署名を行うことができる技術的仕様となっており、かつ、当該秘密鍵等による署名が手動で行われることにより、その都度、取引内容の真正性が確認される場合などが考えられる。

(後略)

この点、そもそも、金融商品取引業者等が顧客から「電子記録移転有価証券表示権利等」の預託を受ける場合とは具体的にどのような場合をいうのか、「同等の技術的安全管理措置」とは上記②における例示以外に具体的にどのようなシステム上の手当てをいうのかについて、改正政府令案等では明確にされていないことから、今後公表されるパブリックコメントに対する回答等を注視する必要があります。

インサイダー取引防止セミナー

「インサイダー取引」の未然防止と情報管理に係る留意点」開催の御報告

弁護士 鍛治 雄一
弁護士 谷 崇彦

去る2月21日(金)及び2月26日(水)に、当事務所は、東京及び大阪で、インサイダー取引防止セミナー「インサイダー取引の未然防止と情報管理に係る留意点」を開催致しました。法務・コンプライアンス、総務、内部監査のご担当者様など、両日合計150名を超える方々にご出席いただき、いずれも盛況のうちに閉会しました。

本セミナーの第1部では、東京・大阪ともに、鍛治弁護士が、インサイダー取引管理の実務について講演を、また、第2部では、東京において、錦野裕宗弁護士、國吉雅男弁護士、山田晃久弁護士、浦山周弁護士及び鍛治弁護士が、インサイダー情報等の情報管理に係る留意点等に関するパネルディスカッションを、大阪において、中務正裕弁護士及び鍛治弁護士が、未然防止の実務上の論点に関する対談を実施致しました。以下、本セミナーの概要を報告致します。

第1部 インサイダー取引管理の実務(東京・大阪共通)

1. はじめに

上場会社の役職員によるインサイダー取引の未然防止にあたり、インサイダー取引規制の趣旨を伝えるだけでは、どうしても抽象的な話になりがちです。役職員一人一人に、インサイダー取引規制違反を身近な問題として捉えてもらうためには、個人的なインサイダー取引規制違反であっても、それによって、本人だけでなく上場会社にも様々な不利益が生じうること(前提として、違反行為は発覚するということ)を理解してもらうことが効果的であると思われます。



2. インサイダー取引規制違反による不利益

役職員による個人的なインサイダー取引規制違反に関して、本人に生じる不利益については、刑事罰や課徴金、社内処分といったものが挙げられ、また、会社側に生じうる不利益については、取締役の善管注意義務の問題、レピュテーションリスク、調査等に係る人的・時間的な負担といったものが挙げられます。役職員の理解を促すにあたっては、これらについて、具体的な例を交えながら解説するのがよいでしょう。

例えば、取締役の善管注意義務の問題に関しては、報道機関であるA社において、その従業員によるインサイダー取引を防止できなかったことについて、取締役の善管注意義務違反の有無が争われた裁判例(東京地判平成21年10月22日判タ

1318号199頁)があります。この裁判例は、結論的に、A社の取締役の善管注意義務違反を否定しましたが、インサイダー取引の未然防止に関する取締役の善管注意義務を考える上で示唆に富んでいます。

3. インサイダー情報の発生

インサイダー情報を適切に管理するにあたっては、ある情報が、いつインサイダー情報になるのかを捉える必要がありますが、この点については、まず、金融商品取引法の解釈を適切に理解しておく必要があります。本セミナーでは、いわゆる決定事実と決算情報に関して、上場会社による新株発行の事例と、上場会社の売上高について公表済みの直近の予想値と上場会社が新たに算出した予想値との間に重要な差異が生じた事例を取り上げて解説を行いました。

例えば、後者の事例に関しては、予想値の算出主体は、各会社の業務運営の実態に則して判断され、必ずしも当該会社の業務執行を決定する機関に限定されないこと、また、上場会社が新たに算出した予想値とは、上場会社の判断として実質的に確定した予想値をいうこと等がポイントになります。証券取引等監視委員会が課徴金納付命令の勧告を行った事例においても、代表取締役社長や担当役員などといった、会社法所定の決定権限のある機関以外の者が予想値の算出主体と認定され、その主体による了承等をもって、上場会社が新たに算出したものと認定されている事例があることにも留意が必要です。

4. 未然防止の方策

未然防止の方策に関しては、情報管理や売買管理、役職員に対する研修などについて解説を行いました。ここでは、情報管理に関する留意点を若干ご紹介いたします。

ある情報が、いつインサイダー情報になるのかを捉えるにあたっては、前述のような法解釈に関する理解に加えて、各案件に係る業務プロセス等を把握しておくことが重要となります。各案件について、各手続や各段階において誰がどのように関与するかを把握しておき、具体的な案件の進捗にあわせて、担当部門から情報管理部門への進捗報告や情報管理部門における記録化などを行っていくことが肝要です。

次に、インサイダー情報を共有する場合には、共有する人的な範囲や情報の範囲を慎重に検討し、必要最小限に抑えることが基本となります。具体的な対応としては、担当部門において、社内の他部門あるいは社外に情報共有を行う必要性を検討すること、その必要性等を含めて、担当部門から情報管理部門への報告を行うこと、それらの内容を、情報管理部門において記録化していくことが考えられます。どのような必要性に基づいて情報を共有するのかを検討し、記録化しておくことは、情報伝達規制違反の疑念が生じた際に、インサイダー情報の伝達にあたって、いわゆる目的要件がなかったことを示すことにも役立つと思われます。

また、同様の観点から、情報共有にあたっては、文書・メール等の事後的に伝達内容が検証可能な媒体を用いて、情報を共有する業務上の必要性等を明記しておくことが考えられます。さらに、情報を共有した相手方に対して、共有した情報がインサイダー情報であることについて注意喚起を行ったり、インサイダー取引等を行わないことに関する誓約書の提出を求めたりするといった対応も考えられます。



第2部 パネルディスカッション(東京)・対談(大阪)

1. 共通テーマ

インサイダー情報の集約については、社内規程において集約に関する規定を設けている会社が多いと思われます。もっとも、担当部門から情報管理部門に速やかに情報を集約することについて課題を抱えている会社も見受けられます。

インサイダー情報を集約するにあたっては、報告の起点となる役職員において、どういふものがインサイダー情報に該当する可能性があるかを理解し、自らが接している情報について、そのような可能性に気付けるようになる必要があります。とはいえ、インサイダー情報の中には判断が難しいものも少なからず存在します。



そのため、平時における役職員に対する研修等が重要になります。とりわけ、役員や、各部門における責任者等の情報管理担当者(部門内で生じているインサイダー情報に該当する可能性のある事実を集約し、情報管理部門に報告する役割を担っている者)に対する研修においては、その地位や役割を踏まえ、一般の従業員に対する研修に比較して、インサイダー情報の該当性に関する研修を充実させることが考えられます。例えば、証券取引等監視委員会事務局が毎年公表している課徴金事例集に掲載された事例などを題材として、参加者同士で管理を開始するタイミングについて議論しあうことも、判断能力の向上に効果的であると思われます。

また、情報管理担当者には、個別具体的な場面において、各部門の他の従業員に対して、インサイダー情報の該当性等に関する注意喚起等を行うことによって、一般の従業員の理解を促していく役割も期待されるところです。

2. 個別テーマ

その他、東京においては、近時話題となっているコンダクト・リスクをテーマとして取り上げました。法令違反ではないものの、社会規範に悖る行為、商慣習や市場慣行に反する行為、利用者の視点の欠如した行為など、コンダクト・リスクが顕在化した事例を取り上げるとともに、行動規範の策定等、コンダクト・リスクの管理方法をご紹介しました。

また、大阪においては、従業員持株会や役員持株会を利用した自社株の買付けに関するインサイダー取引規制の適用除外や留意点、役員就任前の役員候補者が自社株の買付けを検討する際の留意点等を取り上げました。特に、従業員持株会や役員持株会を利用した自社株の買付けに関しては、インサイダー取引規制の適用除外にあたって、一定の要件を満たす必要がありますが、この点について誤解をされている役職員も少なくないと思われるので、留意が必要です。



弁護士
高橋 瑛輝
(たかはし えいき)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2011年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新64期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所
入所
2016年1月
金融庁監督局総務課 課長
補佐(法務担当)
国際監督室、法令等遵守調
査室、政策課を併任
2018年2月
監督局総務課仮想通貨モニ
タリングチーム モニタリン
グ管理官
検査局総務課 金融証券検
査官
2018年5月
弁護士法人中央総合法律事
務所に復帰

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
金融法務、会社法務、
家事相続法務、知的財産権

コンプライアンス上の問題が生じる原因は何か

—金融庁が示した「他山の石」(3・完)

弁護士 高橋 瑛輝

本稿では、前々号及び前号に引き続き、金融庁が昨年6月28日に公表した「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」(以下「傾向と課題」という。)で示された問題事例を紹介し、最後に、これまでのまとめとともに、好事例を紹介する。

第1 リスクベースの発想への視野拡大に関する着眼点

従来、コンプライアンスに関する取組みにおいては、法令等を形式的かつ厳格に遵守するというルールベースの発想が強く、次のような傾向がみられたことが指摘されている。

- ① リスクベースの発想が弱く、実効性・効率性を十分に考慮しないまま、過大な負担を生じる管理態勢が構築され、経営上の重要課題に十分な経営資源を割くことができない。
- ② 発生した問題事象への事後的な対応に集中しがちとなり、将来に如何なるリスクが生じ得るかを考え、それを未然に防止するという視点が弱い。
- ③ 新たなリスクへの対応という視点が弱く、動きの激しい金融の世界では、法令・制度が必ずしも十分に整備されていない新たな領域等からリスクが生じることがあるが、それが管理の対象から抜け落ちる。

これらの傾向への対応として示された着眼点が、「リスクベース・アプローチ」に基づくコンプライアンス・リスク管理態勢と、その中における「幅広いリスクの捕捉及び把握」である。

1 リスクベース・アプローチ

(1) 問題意識

基本方針¹⁾では、費用対効果や、法令の背後にある趣旨等を踏まえた上で、自らのビジネスにおいて、利用者保護や市場の公正・透明に重大な影響を及ぼし、ひいては金融機関自身の信頼を毀損する可能性のある重大な経営上のリスクの発生を防止することに重点を置いて、リスク管理を考えるアプローチの重要性とともに、単にリスクベースの発想を持つだけでなく、経営陣が主導して当該発想に基づいたプロセスを実行に移すことが必要になるとの問題意識が示されている。

(2) 問題事象につながった事例

この点に関する問題事例としては、次のようなものが挙げられている。

- ① 新たなビジネスモデルを構築する際に、当該ビジネスのスキームに組み込まれることになる業者に関連するリスクの特定・評価、低減・制御を十分に行わず、当該業者の業務の進め方に依拠し、顧客保護の観点から不適切な取引を蔓延させた事例
- ② 業務の効率化の観点から支店の決裁権限を拡大した際に、支店長を含む支店の職員がどのような行動に出るかといった発想に基づくリスクの特定・評価、低減・制御を十分に行わなかった結果、支店長決裁権限を悪用した不正が蔓延していた事例
- ③ 経営陣を含む本部からのメッセージを前提に役務収益の強化を過度に押し進めることにより、事業部門の職員がどのような行動に出るかといった発想に基づくリスクの特定・評価、低減・制御を十分に行わなかった結果、営業店において顧客本位ではない手数料の徴求等が蔓延していた事例

2 幅広いリスクの捕捉及び把握

(1) 問題意識

基本方針では、リスクの特定に当たっては、重大なリスクを的確に捕捉及び把握することが重要であり、かかるリスクの特定は、適用法令の洗い出し、法令違反が生じ得る業務の特定が出発点となることや、経営陣には、金融機関の事業が社会・経済全体に悪影響を及ぼすことにならないか、利用者保護等に反しないかといった、より本質的な観点からリスクを深く洞察する姿勢が求められること、様々な環境変化を感度良く捉え、潜在的な問題を前広に察知することで、将来の問題を未然に防止することも重要であるとの問題意識が示されている。

(2) 問題事象につながった事例

こうした問題意識が希薄であることから生じた問題事例としては、次のようなものが指摘されている。

- ① 市場の公正性・公平性に影響を与え得る非

公知の情報につき、公表前に一部の特定の顧客へ伝達する行為が市場関係者を含む世間一般からどのように評価されるかといった配慮に欠け、コンプライアンスにつき法令等の既存のルールを遵守していれば足りるという発想にとどまっていたことから、資本市場の公正性・公平性に対する信頼性を著しく損ないかねない行為につながった事例

- ② 顧客の同意がある以上、優越的地位の濫用、その他業法違反には当たらないとの認識の下、対価となるサービス内容又は算定根拠が不明な融資実行手数料や実質的に両建となる担保定期預金を顧客から徴求する等、顧客に不必要な負担を強いる顧客保護及び顧客本位の観点から課題のある業務運営が、数多くの支店において広範に蔓延していた事例

第2 まとめと参考好事例

これまで紹介してきた問題事例を改めて俯瞰すると、収益環境が厳しさを増す中、経営トップや中間管理者の姿勢そのものがバランスを欠いていたもの、開かれたガバナンスを構築できず牽制機能が働かなかったもの、第1線(事業部門)の自律的リスク管理機能が働かなかったもの、第2線(管理部門)の牽制機能が弱いもの、第3線(内部監査部門)が規程等への準拠性検証にとどまる等役割が限定的になっていたもの、リスクを幅広く捉え未然に対応するという発想が欠けていたものが挙げられる。

これらはいずれも重要な示唆を含むものであるが、収益環境の厳しさや、それを乗り越えるための営業推進、新たな領域への挑戦が必要とされる状況下においては、それらに伴うリスクの幅広い把握と対応が重要と思われる。特に、傾向と課題でも指摘されているとおり、ルールの整備よりも、社会の目、社会の要請、各種ステークホルダーの要請といったものの方が、より早いスピードで変化していること、そのような要請に反する行為に対しては、たとえ明確に禁止するルールがない行為等であったとしても容赦のない批判が寄せられ、企業価値が大きく毀損されることが起こり得ることを銘記する必要がある。

では、具体的にどのような取組みが考えられるのか。本稿ではこれまであえて問題事例を紹介してきたが、最後に、実際にリスクベースの発想に基づきコンプライアンス・リスク管理に取り組む際に参考となる対応事例(好事例)を抜粋して紹介したい。

- ① 定量的なアプローチを実施すべく、Key Risk Indicator (KRI) として、例えば、不祥事件届出件数、社内規程の違反件数、指導者層の不適切行為の件数、懲罰手続の件数、内部告発件数、謝罪金支払件数、研修の未受講者数、職員から聴取した自社の推奨度、職員向け意識調査やストレスチェックのスコア、労働時間等に着目し、警戒基準を設定している事例
- ② リスクの特定に際し、トップダウン(本部で実施する世間で何

リスク)の双方向からのアプローチを実施している事例

- ③ リスクの高まりを示す社外のイベント(他業態を含む他社で発生した不適切事案等)を抽出し、自社及び自社グループでの顕在化の可能性や顕在化した際の影響度を分析・評価し、対応方法等を検討している事例
- ④ これまで接点の少なかった業種を含む新たな業務提携先について、管理部門又は内部監査部門による実地調査やチェックリストの充実等、対応を強化している事例
- ⑤ 職員の意見やルールの趣旨・存在意義等を改めて見直し、顧客への影響が少なく、社内における事務手続きの便宜等の理由から存在しているだけである等、過剰かつ役職員の負担となっていると評価したルールの廃止・変更を随時実施している事例
- ⑥ コンプライアンスにつき、「法令等は社会で守るべき最低限のルールが定められているものであって、刻々と変化する社会情勢に必ずしも追いついていないわけではない」、「法令等を遵守しているだけでは、刻々と変化する社会情勢に対応できず、結果として社会から批判を浴び、経営危機さえ招くおそれがある」といった発想の下、従来型の法令等遵守だけでなく、事業機会の減少、企業価値の低下、企業拡大の可能性の減少等が包含されていると整理し、ESG²及びSDGs³の観点や、非人道的な業務に顧客が関わっていないかという観点等からの分析及び業務運営を実施している事例
- ⑦ 職員に対するアンケートにおける「多忙すぎる」、「上司の対応や態度が原因で相談しづらい」、「目先の目標ばかり追っている」といった回答につきリスクの予兆を示すものとして対応を検討している事例
- ⑧ 幅広くリスクを捕捉及び把握する観点から、多くの顧客にアンケートを実施し、営業店における顧客対応の課題の洗い出しを実施している事例
- ⑨ SNSから新たなリスクが発生することがあり得ることから、SNSチェックを必要に応じ実施している事例

傾向と課題は、金融機関のコンプライアンス担当者にとってみれば既に読み終えて久しい文書であると思われるが、前々回の記事にも記載したとおり、金融機関のみならず幅広い企業にとって有益な視点を多く含むことから、これらの事例を含め、わずかでも本稿が各企業の役に立つことがあれば幸いである。

1 「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方」(コンプライアンス・リスク管理基本方針)を指す。以下同じ。

2 環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったもの。

3 Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称。



弁護士

大澤 武史
(おおさわ・たけし)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新65期)
2013年1月
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所
所属
2014年1月
京都弁護士会に登録替
2015年2月～現在
経営法曹会議 会員

〈取扱業務〉
人事労務、会社法、
金融商品取引法、M&A、
事業再編、金融法務、
銀行法務、一般企業法務



弁護士

山本 一貴
(やまもと・かずたか)

〈出身大学〉
早稲田大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2013年12月
最高裁判所司法研修所修了
(66期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所
所属
宅建物取引主任者試験合格

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務
会社法務、家事相続法務

昨今の労務分野のトピック

～同一労働同一賃金対応における留意点～

弁護士 大澤 武史
弁護士 山本 一貴

1 はじめに

本稿においては、2020年4月から施行される同一労働同一賃金規制にかかる企業対応の留意点について、ポイントをご説明します。

2 同一労働同一賃金規制における企業対応

(1) 改正法のポイント

今回の働き方改革関連法において導入された同一労働同一賃金規制は、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)(以下「正規雇用者」といいます。)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)(以下「非正規雇用者」といいます。)の間の不合理な待遇差をなくすというものです。したがって、企業横断的に同一の労働には同一の賃金を支払うことを強制するものではありませんし、正規雇用者間の労働条件の待遇差をなくすという制度でもありません。

改正前においては、労働契約法20条が無期契約労働者と有期契約労働者との間の不合理な労働条件の相違を禁止しており、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下「パートタイム労働法」といいます。)8条がフルタイム労働者とパートタイム労働者との間の不合理な待遇の相違を禁止していました。

今般成立した働き方改革関連法においては、労働契約法20条は削除されてパートタイム労働法の適用対象に有期契約労働者が含まれることになりました。これに伴ってパートタイム労働法は、法律の名称を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)。以下単に「法」といいます。)に変更されることになります(中小企業については、2021年4月1日施行)。

改正点のうち、同一労働同一賃金規制の核となる「均等待遇、均衡待遇」にかかる内容は、以下のとおりです。

ア 法9条(均等待遇の規制)

事業主は、職務の内容が通常の労働者と同一の短時間・有期雇用労働者(…中略…)であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されることが見込まれるもの(次条及び同項において「通常の労働者」と同視すべき短時間・有期雇用労働者」という。)については、短時間・有期雇用労働者であることを理由として、基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、差別的取扱いをしてはならない。

法9条の規制は均等待遇の規制と呼ばれ、正規雇用者(通常の労働者)と同視すべき非正規雇用者については、短時間・有期雇用労働者であることを理由として差別的取扱いを禁止するものです。

この規制により、①職務内容と、②職務内容・配置の変更範囲が同一であれば、通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者とされ、同一の待遇とすることが原則となります。もともと、正規雇用者と非正規雇用者で、①及び②が同一という例は企業において必ずしも多くなく、実務上、とりわけ検討とその対応を要するのは次の均衡待遇の規制となります。

イ 法8条(均衡待遇の規制)

事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、当該短時間・有期雇用労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下「職務の内容」という。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。

法8条の規制は、均衡待遇の規制と呼ばれ、正規雇用者（通常の労働者）と非正規雇用者との間の待遇差について、①職務の内容、②職務内容及び配置の変更範囲、③その他の事情、という3つの要素を考慮して不合理な待遇差を禁止するものです。不合理性の判断が、賃金の総額を比較して行われるのではなく、待遇ごとに比較して行われることが明確にされました。

ウ 同一労働同一賃金ガイドラインにおける具体例

正規雇用者と非正規雇用者との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものか、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示すものとして、「同一労働同一賃金ガイドライン」（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）が策定されています。

このガイドラインでは、同一労働同一賃金規制違反とならないか検討する際に、企業として十分に理解し、参考とすべきものですが、あくまで原則的な考え方と具体例を示すにとどまり、ガイドライン上にて見解が示されていない待遇もあります。例えば、退職手当、家族手当や住宅手当は、一般的に企業に設けられている場合が多いですが、ガイドライン上では考え方が示されていないので、特にかかる待遇については、規制の趣旨に基づいて是正の要否を検討する必要があります。

(2) 企業対応のポイント

特にご質問が多いのは、均衡待遇に対する企業対応についてです。法8条においては、基本給、各種手当、賞与、退職金、教育訓練、福利厚生、休憩、休暇、安全衛生、災害補償、解雇の手続き等のすべての待遇が不合理な待遇差の禁止（均衡待遇）の対象となると解されます。

しかし、待遇差について、合理性が認められなければならないわけではなく、不合理ではない状況にしておくことが求められます。そして、企業としては、法令及びガイドラインの内容をよく理解した上で、待遇ごとに、待遇の趣旨を検討し、過去の裁判例なども踏まえ、どのような待遇がもっとも望ましいか（最低限不合理ではないといえるか）について実態的に判断を行い、是正の対応を迫られます。このような対応にあたっては、厚生労働省ホームページに挙げられている「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」や「不合理な待遇差解

消のための点検・検討マニュアル」、「職務評価を用いた基本給の点検・検討マニュアル」などを参照し、進めることをおすすめします。

具体的には、まずは、労働者の雇用タイプ別にその業務の内容や責任、配置転換等の人材活用の仕組みについて、現状を把握することから始まります。正規雇用者（さらに細分化すべき区分がある場合には区分毎に）、有期契約社員、パートタイム労働者、定年再雇用者などのタイプ別に、規則類や雇用契約書の内容とともに、パートタイム労働者が正規社員同様の業務を行っているかといったように実態を把握する必要があります。この作業を行う際には、昇格の範囲など人材の将来活用の範囲なども合わせて一覧整理することが整理のしやすさからも望ましいです。

次に、区分ごとに労働者の待遇一切の実態を把握します。各タイプ別に待遇の適用や決定基準に違いがあるのか、ある場合にはどのように異なるのか、そしてそれはなぜ異なるのかを把握しましょう。基本給や手当の待遇に差異がある場合に、その違いは業務内容が異なるからであるといった理由が適切に説明可能かどうか、ということの検討を要するわけです。

逆に、例えば正規社員には、通勤手当や家族手当が支給されるが、非正規社員には一律に支給されないという違いがある場合、通勤や家族の扶養が必要である点は雇用タイプ別に違いが見いだせず、待遇の違いを説明することは一般的には困難と思われます（これが不合理性の判断になり、具体的にはガイドラインも参照することになります。）。つまり、当該待遇の趣旨目的及び業務内容等の考慮要素に基づき、待遇の差の説明がつかないものについては、是正を要するということになります。

是正方法としては、上記家族手当を例とすれば、非正規社員にも同額の家族手当を支給することとなりますし（待遇の変更）、他方で、労働者の業務内容に沿って支給されている手当関係に差異がある場合には、手当を同額にするということではなく、区分ごとの労働者の業務内容等に段階的な差異を設けるという方向での是正が考えられるでしょう（業務内容等の変更）。

なお、労働条件の変更にあたっては、常に不利益変更に該当するかという点を合わせて検討する必要があります。また、派遣社員における均衡待遇などについては別途の検討を要しますので、本稿では割愛します。



弁護士
江藤 寿美怜
(えとう・すみれ)

〈出身大学〉
早稲田大学法学部
早稲田大学大学院法務研究科

〈経歴〉
2014年12月 最高裁判所司法研修所修了(67期)
2015年1月 東京弁護士会登録
2016年7月 弁護士法人中央総合法律事務所入所(東京事務所)

〈取扱業務〉
企業法務、訴訟争訟、家事事件、刑事事件

裁判手続等のIT化が始まりました

～3つの「e」と今後の動向について～

弁護士 江藤 寿美 怜

第1 はじめに

最高裁判所は、ウェブ会議等を活用した争点整理手続の運用を、2020年2月から、知財高等裁判所及び全国8つの高裁所在地の地方裁判所で開始しました(このうち東京地裁は21か部、大阪地裁は12か部に限られています)。そして、2020年5月からは、横浜、さいたま、千葉、京都、神戸の各地裁でも試行される予定です。

私は現在、東京弁護士会の民事訴訟問題等特別委員会の一員として、裁判手続等のIT化にかかる検討を行っている最中です。そこで本稿では、裁判手続等のIT化の内容とスケジュールについて、簡単にご説明させていただきたいと思います。

第2 IT化の具体的内容—3つの「e」について

1 これまでの経緯

日本の民事司法における裁判手続のIT化に関しては、国際的にみて大きく遅れた状態にあるといわれています。例えば、世界銀行の2017年版Doing Businessの「裁判手続の自動化(IT化)」に関する項目では、日本に厳しい評価がなされました。

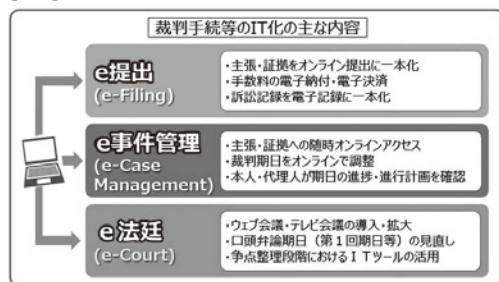
そのため、政府の「未来投資戦略2017」(2017年6月9日閣議決定)において、迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討するとの方針が定められました。

この方針を承けて、2017年10月には内閣官房に「裁判手続等のIT化検討会」が設置され、2018年3月30日に「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—3つのeの実現に向けて—」が発表されるに至りました。

2 3つの「e」について

当該取りまとめの中では、裁判手続等のIT化の主な内容としては、下記図1のとおり、①e提出(e-Filing)、②e事件管理(e-Case Management)、③e法廷(e-Court)の3つの「e」があると整理されています。

【図1】¹



① e提出

e提出(e-Filing)とは、現在は、紙媒体で裁判書類を提出する際には、原則として印刷した書面や証拠の写しを、裁判所と相手方に対し、FAXしたり、郵送・持参して提出している取り扱いを、24時間365日利用可能な、電子情報によるオンライン提出を可能とすることです。上記取りまとめでは、提出方法をe提出に極力移行し、最終的には一本化(紙での提出を行わないこととする)ことが望ましいとされています。

② e事件管理

e事件管理(e-Case Management)とは、裁判所が管理する事件記録や事件情報について、訴訟当事者本人及び訴訟代理人の双方が、随時かつ容易に、訴状、答弁書その他の準備書面や証拠等の電子情報にオン

ラインでアクセスすることを可能とすることです。上記取りまとめでは、期日の進捗状況等も確認できる仕組みが構築されることが望ましいとされています。

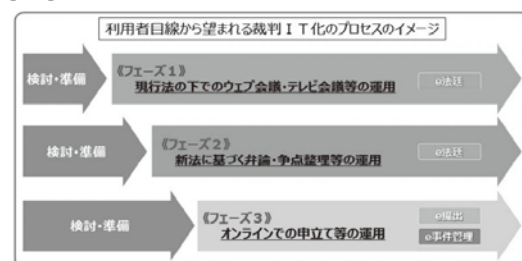
③ e法廷

e法廷(e-Court)とは、当事者等の裁判所への出頭の時間的・経済的負担を軽減するため、また、期日にメリハリを付けて審理の充実度を高めるため、民事訴訟手続の全体を通じて、当事者の一方又は双方によるテレビ会議やウェブ会議を活用することです。

第3 IT化の進め方について

当該取りまとめの中では、下記図2のとおり、民事訴訟法の改正が不要である、e法廷(e-Court)を利用した争点整理手続を「フェーズ1」として開始し、その後民事訴訟法を改正して、フェーズ2・3と、徐々に裁判手続等のIT化を進めることとしています。

【図2】²



第4 最後に

すでに開始されているフェーズ1では、MicrosoftのTeamsを使用したウェブ会議を、民事訴訟法上の「書面による弁論準備」として行っています。ただし、当該期日では準備書面や証拠となる文書の写し等の提出はできませんが、口頭弁論期日での手続ではないので、準備書面の証拠の取調べはできません。そのため、基本的に代理人は、裁判が終わるまでに少なくとも1回は、裁判所に出廷する必要があります。

そこで、今年4月からの法務省法制審議会・民事訴訟法部会では、当事者双方ともが、一度も実際に裁判所に赴くことなく民事訴訟手続を行うことの可否やその方法について、さらに検討が進められることとなっております。この審議の結果、民事訴訟法改正の具体的な方向性が決まり、民事訴訟法改正案が国会に提出・可決・施行されて始めて、フェーズ2の段階になります。

しかし、裁判手続のIT化を実際の運用上も可能にするためには、民事訴訟法の改正だけでは不十分で、裁判所が、当事者から提出された書面、証拠の電子情報を受領及び保管できる独自のシステムを構築する必要があります。このシステムが完成し使用可能になると、ようやくフェーズ3の段階になり、3つのeを実現することが可能になります。

現在、順調にいけば2022年には改正民事訴訟法が成立し、2020年代の早い時期にはフェーズ3の段階になるとみられています。そもそも裁判手続等のIT化に反対する意見も根強くあることから、私個人としては、それほど容易に話が進まないのではないかと危惧しております。今後も動向がございましたら、皆様にご報告させていただきたいと思います。

1 裁判手続等のIT化検討会「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—3つのeの実現に向けて—」18頁から引用

2 裁判手続等のIT化検討会「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—3つのeの実現に向けて—」20頁から引用



弁護士
米国ニューヨーク州弁護士
中務 正裕
(なかつかさ まさひろ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
米国ノースウェスタン大学
ロースクール(LL.M)

〈経歴〉
1994年4月
最高裁判所司法研修所修了
(46期)
大阪弁護士会登録(中央総合法律事務所入所)
2006年4月
ニューヨーク州弁護士登録
2008年10月~2012年3月
京都大学法科大学院 非常勤講師
2015年4月~2016年3月
大阪弁護士会副会長
2019年度 堺市包括外部
監査人

〈取扱業務〉
国内外M&A
ファイナンス・金融法務
会社法務 等



弁護士
西川 昇大
(にしかわ しょうた)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2018年12月
最高裁判所司法研修所修了
(71期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

新型コロナ感染拡大防止のためのイベント中止に伴う法律関係

弁護士 中 務 正 裕
弁護士 西 川 昇 大

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、多くの人が集まるイベントを中止または延期する動きが広がっています。政府は、2020年2月26日、大規模なスポーツやイベントを今後2週間程度は中止または延期するように求め、これを受けて、多くの業界において、イベントの中止や延期が決定されました。主催者としては、イベントを実施するか、中止または延期するのかは非常に悩ましい問題であり、感染拡大防止の観点から中止した場合、出演予定者や出店予定者などから損害賠償を受けることはないのかという懸念がある一方、出演予定者等からは、その準備にかかった費用など、誰も補填してくれないのか、という問題があります。そこで、このような場合の法律関係を考察したいと思います¹。

イベント中止が「当事者双方の責めに帰することができない事由」によるか

本年4月1日から施行されている改正民法536条1項は、「当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる」としています。そこで、まずイベント中止が「双方の責めに帰することができない事由」によるか、という点の検討が必要です。

いわゆる自然災害等による不可抗力による場合ではありませんが、政府要請に基づく感染拡大防止という公益的観点からすれば、不可抗力に準じて、双方の責めに帰することができない事由と認められる可能性は高いと思われます。その場合、イベント中止となり、出演契約や出店契約は、履行が不能となりますので、契約の解除を求めることが可能であり、主催者は、タレントの出演料の支払など、反対給付の履行を拒むことができることになります²。

他方、出演予定者等からすれば、強制力のあるイベント中止要請ではない以上、不可抗力に準ずるものではなく、主催者都合による中止であるとし、反対給付(自己が利益を得た分を除く)を求める余地は残りますし、少なくとも既に出費されている必要経費について主催者側に損害賠償を求めることは考えられます³。

合意により損失の公平な分担が求められる

上記の問題は、契約書でイベント中止の場合の規定が定められておれば、第一義的にはその解釈・適用によることになりますが、特に契約書に定めがない場合には、当該イベント中止が、客観的にみてやむを得ないものであったと言えるかどうかという点に帰着するため、具体的な事案、事情に基づき司法判断で決着せざるを得ない部分があります。

もっとも、感染拡大防止の社会的な要請に基づくイベント中止であることから考えて、一律に当事者の一方が負担するという解決よりも、損失の公平な分担という観点から、関係者協議のうえ、合意による解決を図ることが求められると思います。具体的な一例としては、以下のような解決も公平に適うのではないかと考えますので、ご参考ください。

- ① 出演料等の支払
⇒イベント中止を不可抗力に準じた取扱いとし、支払われない。
- ② 既に出費されている必要経費に対する補填(出演、出店予定者が既に上演・出店に必要な機材等をレンタルして、そのキャンセル料がかかる等)
⇒不可抗力に準ずると考えれば、主催者側にはその損害について賠償義務がないとも考えられるが、損害の公平な分担という観点からは、主催者側についても一定割合の負担を検討する。
- ③ 協賛金、協賛品があった場合
⇒イベントを中止する以上、受け取る理由がないので返却する。

1 本稿執筆時点(3月初旬)における民法の解釈による考察であり、具体的な事案(契約内容)によっては異なる場合があることをご留意ください。また、今後、特別な法令や業界団体による方針等により今後、対応が変更される可能性はあります。

2 改正前民法による場合も、考え方は同じです。

3 イベント中止による損害を補償する「興行中止保険」という保険がありますが、現時点では「新型コロナウイルスの感染拡大防止」を理由とするイベントの中止については、原則として同保険の対象外とされています。

これまで「中東法務事情」というタイトルで、中東の法務事情について連載をしていましたが、「海外法務事情」とタイトルを一新し、今後は中東に限らず世界各国の法律や実務をご紹介します。

第1回 ロシアの金融行政と中央銀行について

弁護士 南 純



弁護士

南 純
(みなみ・じゅん)

〈出身大学〉
大阪大学外国語学部
ロシア語専攻
北海道大学法科大学院
サンクトペテルブルク大学
法学部修士課程商事法専攻
(LL.M)

〈経歴〉
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
国内法律事務所入所
2017年9月
OOO PwC Advisory
(モスクワ事務所)
2019年3月
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

〈取扱業務〉
一般企業法務、一般民事法務、
国際法務、国際仲裁、
国際家事相続法務、
国際刑事事件

1 はじめに

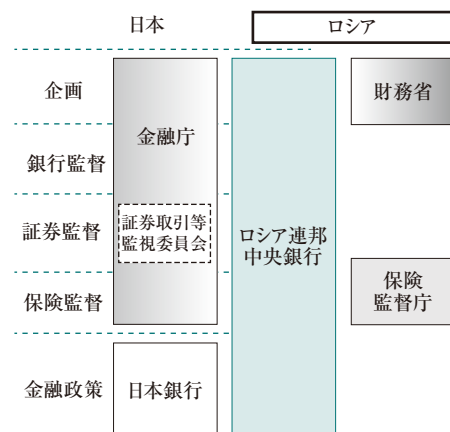
金融(銀行、証券、保険等)の行政監督制度については、世界中どこでも同じというわけではありません。例えば、日本では、制度企画、銀行監督、証券監督、保険監督については金融庁が統一的に運用し、金融政策については日本銀行が担っています。一方で、アメリカ合衆国では、制度企画は財務省が、銀行監督については連邦準備制度理事会(FRB)、州銀行当局、通貨監督庁及び連邦預金保険公社が、証券監督については証券取引委員会が、保険監督については州保険監督局がそれぞれ管轄しています。

翻ってロシアでは、一部(注:保険業の許認可については、保険監督庁の管轄)を除いて、金融政策も含めたすべての金融行政をロシア連邦中央銀行が主体的に管轄し、規制・監督しています。したがって、ロシアでライセンスをとって金融業を行う場合は、ロシア連邦中央銀行との関係が極めて重要になります。今回は、ロシアにおける金融行政の要であるロシア連邦中央銀行について簡単に紹介したいと思います。

2 ロシア連邦中央銀行の権限強化の経緯

ロシア連邦中央銀行も、当初は日本銀行のように金融政策に特化した機関でした。金融行政全般については旧・連邦金融市場庁が幅広く監督していたからです。しかし、2013年、経済的合理性や金融行政権限を集中化するという世界的なトレンドに合わせ、連邦金融市場庁が廃止されました。そして、その機能がロシア連邦中央銀行にすべて移管されたのです。ロシア中央銀行法では、ロシア銀行が目指す目的について、当初、①通貨ループルの保護と安定、②ロシアの銀行システムの堅持と発展、③中央決済システムの安定と発展だけしか規定されていませんでしたが、2013年改正により、④ロシア金融市場の安定と発展が追加されました。

その結果、ロシア連邦中央銀行は、日本の中央銀行である日本銀行及び内閣府外局である金融庁のそれぞれの権限を兼ねた幅広い権限をもつことになったのです。



3 ロシア連邦中央銀行の法的な地位

ロシア連邦中央銀行は、営利団体なのか国家機関なのかという議論があります。これは、営利団体の債務不履行が無過失責任となる条文(ロシア民法典401条3項)が、ロシア連邦中央銀行に適用されるかという重要な問題を孕んでいます。この点について、「ロシア連邦中央銀行の活動目的は利益追求ではない」とロシア中央銀行法で明記してあることから、ロシア連邦中央銀行は営利団体ではなく、同条は適用されないというのが一般的な考え方です。一方で、国家機関に対する徴収金免除の規定はロシア連邦中央銀行に適用されないと判断した裁判例もあり、その法的地位については明確な答えは出ておりません。したがって、この問題は、今後の新たな立法や判例の蓄積を待つしかない状況にあるといえます。

4 ロシア連邦中央銀行の職員に対する金銭等の授受

ロシア連邦中央銀行は、日本の金融庁と同格ないしそれ以上の権限があり、ロシアで金融業界に関わる日本企業は、ロシア連邦中央銀行の職員・役員と折衝・懇談等の接触をすることは不可避であるといえます。一方で、ロシア連邦中央銀行の職員・役員に対する金銭等の授受については、公務員に対する贈賄になりえないかという問題が存在します。これは、前述のとおり、ロシア連邦中央銀行が国家機関なのか否かとパラレルな問題であり、この点についても、やはりまだ明確な答えは出ておりません。

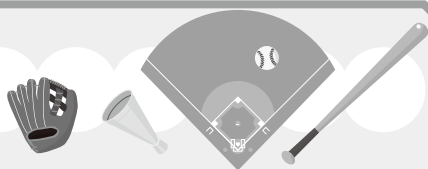
しかしながら、少なくとも、ロシア連邦中央銀行の理事や役員に対する金銭授受については、商事贈賄罪(注:日本の取締役特別収賄罪に類似するが、ここでは贈賄した側が処罰される規定)が適用される可能性があります。つまり、日本に来日したロシア連邦中央銀行の幹部を接待した場合、それに関わった日本人がロシアで刑事処罰される可能性があるのです。

したがって、ロシア連邦中央銀行の職員・役員との付き合い方については、公務員との付き合い方に準じて考えて、とても慎重になるのが一番リスクの少ない対応だと思料します。

5 おわりに

日本銀行と聞くと、造幣や公定歩合などのイメージがありますが、ロシア連邦中央銀行は、前述のとおり、日本よりも広汎な金融監督権限が与えられています。国が変われば、金融行政やその監督の仕組みは全く異なりますし、その前提を理解していないとビジネス上で大きなリスクを背負う危険性があります。海外の金融業に関連するお仕事をされる際には、その国の中央銀行の役割や法的地位がどうなっているのか、可能であれば一度確認しておくのが肝要といえるでしょう。

球春到来



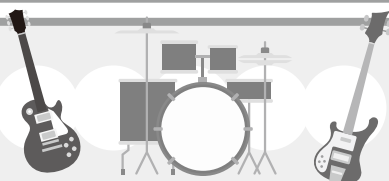
弁護士 浦山 周

父親の影響で、物心ついたときには阪神タイガースのファンでした。小学生になってからは、タイガースのユニフォームを着て、帽子をかぶって、甲子園球場のライトスタンドで声を張り上げていました。今の球場は、どこも昔と違って、大きな電光掲示板が何枚もあって、情報量は豊富、食事や飲み物の種類も豊富、イベントも盛りだくさん。野球観戦のイメージは大きく変わりました。ただ、今も昔も球場での観戦の醍醐味は、投手の投げるボールの速さ・伸び・変化、打球音と打球の速さなど、プロ野球選手のスピード・パワー・技術を感じることができるということではないでしょうか。東京在住のため甲子園球場までは足が延びませんが、毎年1回は、先輩の錦野弁護士を誘って球場に足を運び、ビール片手に野球を観戦しています。

私は生まれながらのタイガースファンですので、勝っても負けてもタイガースを応援するのですが、毎年、春のキャンプの時期は、やはり、新戦力や、復活を期する選手の動向が気になります。シーズンでの活躍を期待できそうだという報道に触れては、今年こそ優勝、いや日本一と、毎年ながら期待を膨らませています。

プロ野球の新チームづくりは春のキャンプですが、高校野球では夏休みです。元高校球児の私としては、新チームづくりと聞くと夏休みの練習を思い出します。選手として一生懸命練習したことや、OBとして練習を手伝わせてもらったことなどの1つ1つが今でも自分の財産となっています。練習を手伝ったといっても、良いノックの1つも打てなかったのですが、そんな私のノックを（多分）文句も言わずに受けてくれた後輩の一人が、山越弁護士です。仕事では後輩に良いノックを打てているかなと思い悩みながら、日々の仕事に取り組んでいます。

ライブ参戦



弁護士 榎本 辰 則

ロックバンドだけでなく、Jポップグループやアイドルグループも数多く出演するようになり、「音楽フェス」、「夏フェス」などといった言葉も最近をよく聞くようになったと思います。

私は、幼少期はピアノを習い、中学生の頃からエレキギターやエレキベースを始め、進学した各学校の友人たちでバンドを組むなどし、長い間奏者として音楽に携わってきました。ライブをすると、同時に他の出演者のライブを観ることにもしましたので、数多くのライブを観てきました。サークルなど内輪のライブでは、出演者も観客も、お互い顔見知りです。当然盛り上がるのですが、ライブの醍醐味は、お互い顔も知らない観客とアーティストが一体となって一つのライブを全員で楽しむということにあると思います。

私もこれまで数多くのメジャー・インディーズバンドのライブやいわゆる「フェス」に行きました。顔も知らないけれど、共通の趣味・嗜好を持つ観客たちと飛び跳ね、肩を組み、そしてそれを煽り焚付けるアーティストにより一体となった空間は、日常の悩みや疲れを一瞬で忘れさせる特別な空間となります。

また、ライブにおいて重要なものの一つは、音響です。アーティストはステージ上の楽器からアンプに繋ぎ、アンプから音を出すのですが、広い会場においては、アンプやドラムの生音だけでは、十分に音が行き届かないことに加え、音の音量や音質にムラが生じます。そのため、アンプやドラムセットにはマイクが取り付けられ、マイクで収録した音はミキサーと呼ばれる機械に入力され、そこからステージ横の外部スピーカーへ音信号を送り、スピーカーからミキシングされた音が出力されることで観客に届きます。この一連の流れや作業を俗にPA（パブリックアドレス）と言いますが、ミキサーにおいては、例えば、その日の気候や湿度、観客の密集度に合わせて、バスのドラムやベースの低周波数帯を削ったり高周波数帯を少し上げて音の歯切れをよくしたり、音量差を調節したり、事前の打ち合わせなどでボーカルの声にエフェクトをかけたりすることで、理想の合奏を実現させています。

ライブは奏者のみならず、いろいろな人によって成り立っています。皆様もライブや「フェス」に行く機会があるときは、目の前のアーティストだけでなく、周りの観客や音響なども合わせて楽しんでみてはいかがでしょうか。

令和元年会社法改正法は、会社と役員等(取締役・会計参与・監査役・執行役・会計監査人)との間の補償契約・役員等賠償責任保険契約の適正さを確保するための規制を新設しています。今回は、この概要を解説します。

1 補償契約・役員等賠償責任保険契約の意義

(1) 補償契約 補償契約の補償対象は防御費用と損失の補償に分れます。防御費用とは、役員等がその職務執行に関し、法規定に違反したことが疑われ、または責任追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用です。損失補償とは、役員等が、その職務の執行に関し、第三者に対し、損害賠償責任を負う場合または和解に基づく金銭を支払う場合の損失を補償するものです。

防御費用の補償については、職務の適切性を害するおそれは高くなく、また、役員等が適切な防御活動を行うことによる会社のレピュテーションリスクや損害拡大の抑止等、会社の利益にもなるとして、広く、通常要する費用の額の補償が認められます。会社に対する責任追及や刑事告発・課徴金納付手続が開始された場合の防御費用も補償されます。もっとも、会社は、役員等が自己・第三者の不正な利益を図りまたは会社に損害を加える目的をもって当該職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償相当額の返還を請求することができます。

損失補償は、役員等の会社に対する任務懈怠責任規制と抵触しない限度で認められるにすぎません。会社に対する責任は補償対象となりません。第三者に生じた損害についても、会社が当該損害を賠償するとすれば、当該役員等が会社に対する任務懈怠責任を負う場合の当該責任に係る部分は、補償を受けることができません。役員等に悪意・重過失がある場合も同様です。罰金や課徴金については、その制度趣旨から、損失補償は認められません。

(2) 役員等賠償責任保険契約 役員等賠償責任保険契約とは、会社と保険者間における、役員等を被保険者とし、当該役員等が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害の填補を目的とする保険契約のうち、PL保険、企業総合賠償責任保険、自動車賠償責任保険等の法務省令により除外される契約を除いたものです。

2 手続

補償契約・役員等賠償責任保険契約の内容の決定は、株主総会の決議事項(取締役会設置会社においては取締役会の専決事項)とされます。他方、取締役・執行役について、厳格な利益相反取引規制を緩和するため、これらの契約(さらに、法務省令により役員等賠償責任保険契約から除外される契約)の締結について、利益相反取引関連規定と民法108条の規定を適用除外する手当てがなされています。

なお、取締役会設置会社においては、補償実行後、補償をした取締役と補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役会に報告しなければなりません。執行役についても、同様です。

3 開示

法務省令により、公開会社において、取締役または監査役との間で補償契約を締結しているときは、当該役員の氏名と当該補償契約の内容の概要(当該補償契約によって当該役員等の職務の適切性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む)のほか、①防御費用を補償した会社が、当該事業年度において、職務執行に関し、当該役員に責任のあること、当該役員の法令違反が認められたことを知ったときは、その旨、②当該事業年度において損失補償をしたときは、その旨と補償金額の各事項が当該事業年度に係る事業報告の内容に含められる予定です。会計参与、会計監査人については、一般的に、同様の開示が求められます。

役員等の職務の適切性を確保するための措置として、防御費用について、費用の一部補償に限定することや義務的または任意的・裁量的補償とすること、悪意重過失がある場合の補償金額の返還義務、会社が責任追及する場合の補償の排除等が検討課題となります。

役員等賠償責任保険契約を締結している公開会社において、被保険者と当該保険契約の内容の概要(役員等による保険料の負担割合、填補対象の保険事故の概要、当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするために講じている措置の内容等)が事業報告の内容に含められる予定です。保険料、保険金額と保険給付金額は、保険利用の後退等を懸念して、不開示とされるようです。

●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本久美子
弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣
弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 江藤寿美怜	弁護士 祐川 友磨
弁護士 富川 諒	弁護士 山越 勇輝	弁護士 山本 浩平	弁護士 新澤 純	弁護士 鈴木 啓市	弁護士 小宮 俊	弁護士 新 智博
弁護士 南 純	弁護士 菊地 悠	弁護士 丸山 悠	弁護士 辰則 榎本	弁護士 金木 伸行	弁護士 西川 昇大	弁護士 山本 淳也
弁護士 藤野 琢也	弁護士 下岸 弘典	弁護士 谷 崇彦	弁護士 森本 滋	弁護士 北川健太郎	客員弁護士 吉岡 伸一	
カブフェルニア州 弁護士 ルンダ・ローマン	法務部長 寺本 栄	法務部長 上田 泰豊	外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス (カリフォルニア州弁護士)	弁護士 (オブカウンセル)		